

OISTAT 日本センター

運営規約

第1条(正会員)

正会員はつぎに掲げる個人会員および団体会員をもって構成する。

- (1)個人会員:本組織の目的に賛同して入会する個人。
- (2)団体会員:本組織の目的に賛同して入会する法人又は任意団体。

第2条(団体会員代表者)

団体会員となる法人又は任意団体は、本会に対してその権利を行使する会員代表者を定め、会長に届け出るものとし、会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出する。

第3条(入会)

入会に際しては別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

第4条(入会金および会費)

入会金および会費は会員の種別に従い、つぎの通りとする。

会員種別	入会金	年会費
個人会員	10,000円	20,000円
団体会員	50,000円	1口 50,000円

2. 入会金は退会に際してもこれを返却しない。

第5条(退会)

会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2. 会員がつぎの各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1)禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
 - (2)死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3)法人又は団体が解散し又は破産したとき。
 - (4)会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
 - (5)総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て除名処分を受けたとき。

第6条(役員)

役員は総会において正会員のうちから選任する。

2. 会長、副会長は理事会において理事の互選により定める。
3. 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
4. 総会が招集されるまでの間において補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要がある場合には、理事会の議決を得てこれを行なうことができる。但し任期は前任者又は他の現任者の残任期間とする。

第7条(会議)

総会および理事会の議長は会長がこれにあたる。

2. 総会は正会員をもって構成する。
3. 理事会は理事をもって構成する。
4. 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5. 委任状を提出した構成員はこれを出席したものとみなす。

6. 議事は別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条(会議の開催)

通常総会は、毎年1回5月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

3. 定例理事会は、毎年2回5月および11月に開催する。

4. 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から請求があったとき開催する。

第9条(委員会)

事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得てこれを定める。

第10条(事務局)

事務を統括処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には事務局長および職員を配置する。

3. 事務局長は理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は理事会の同意を得て事務局長が任免する。

4. 事務局長および職員は有給とする。

第11条(規約の改正)

本規約の改正は総会の議決による。

第12条(施行)

本規約は平成10年10月12日から施行する。

以上